

保育を提供する時間と料金については、次のとおりです。

(1) 2・3号認定

保育短時間認定に係る保育時間 8:00～16:00で保護者が必要とする時間
「保育短時間」における延長保育料の区分

延長保育料対象	8時間程度の保育	延長保育料対象
7:30～8:00	8:00～16:00	16:00～19:00

(2) 2・3号認定

保育標準時間認定に係る保育時間 7:30～18:30で保護者が必要とする時間
「保育標準時間」における延長保育料の区分

11時間程度の保育	延長保育料対象
7:30～18:30	18:30～19:00

(3) 1号認定

「教育保育時間」における預かり保育の区分

預かり保育料対象	4時間程度の教育	預かり保育料対象	延長保育対象
7:30～9:00	9:00～13:00	13:00～18:30	18:30～19:00

(4) 延長保育(2・3号認定)に係る料金については30分毎に300円とし、月の上限額については下記のとおりです。

保育短時間認定 → 6,000円

保育標準時間認定 → 3,000円

(5) 預かり保育(1号認定)の利用料金は1回あたり450円とし、月の上限額を11,300円とします。

(6) 休園日(2、3号認定) — 日曜、祝祭日、年末年始、災害、伝染病発生時等緊急の場合

休業日(1号認定) — 土曜日

夏季休業 8月8日から8月16日まで

年末年始休業 12月29日から翌年1月3日まで

学年末休業 3月30日から3月31日まで

学年始休業 4月1日から4月4日まで

その他園長が必要と認めた日